

## 第 9 回・第 10 回検討会における委員意見等への対応案

## ○ 条例の対象（その呼称等を含む）

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>今後の木材利用について、地元産業に直結する県産材に執着した取組は重要であり、心情的にもよく理解できるが、本県の木材利用の現状と将来性を考えると、県産材だけを対象にした施策取組だけでは十分でなく、課題も多く残っている。今後の地域社会の在り方や県民生活の在り方を見通して、木材利用の重要性とか効能、必要性を考えたときに SDGs やグローバル経済の動向等も踏まえて、県産材だけに限定しない木材全体の拡大取組が必要と思う。その上で、県内で植えて育てた木材を最優先で利用してゆくことに重点を置くとともに、物流運搬の距離的に近い木材を優先的に扱っていくプライオリティをしっかりと位置付けていくことが望ましい。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「条例の対象」については、改めて委員間討議を行うこととする。</li> <li>・なお、条例の対象が「木材」全体となった場合でも、県産材を優先することがよりわかりやすい表現等を検討することとする。</li> </ul>
2	<p>仮に県産材に限定して、隣接する和歌山県や岐阜県等の木材を条例の対象外にすることは、現実的には難しいであろうし、岐阜県までは認めるが長野県は除外するというような基準をつくることも難しい。したがって、今回の条例の対象は、木材全体とするのが良いと考える。(西場委員)</p>	

	委員意見等の概要	対応案
3	<p>「正副座長 たたき台」の条例の対象の考え方に賛成である。外国産材が国内に相当程度流通しているという現実がある。外国産材を全て排除するというのは、住宅産業、プレハブメーカー、木材関係団体等の関係者からすると、コストの面や実際の流通の面等で、現実問題、厳しいというところがある。また、建築を全てスギ、ヒノキで賄うというのも現実問題、難しい。条例において、全ての木材を対象としつつ、県産材にプライオリティを置くというのが適当ではないか。(中森委員)</p>	
4	<p>熊野における隣接県産材はもちろんのこと、ホワイトウッドやラワンベニア等の外国産材も県内の多くの住宅産業やメーカー等で活用しているという現実もあるので、それらを積極的に排除するのではなく、県産材や国産材を何らかの形で優先し、それらにプライオリティを置くような表現を検討していくべきではないか。(中森委員)</p>	
5	<p>条例の対象については、「県産材」に絞ってしまうと、農林水産部のための条例というような性格付けが強くなって、他の部局との連携が難しくなることを懸念している。(農林水産部)</p>	
6	<p>県産材の利用促進は大事であるが、林業関係者からは各都道府県がそのような条例を作ることで、県外との流通に支障ができるようなことがあっては困るという意見を聴いている。条例の対象を県産材だけに絞るのではなく、県内で加工された木材も対象として考えていくべきではないか。(谷川委員)</p>	
7	<p>ウッドマイレージの考え方を取り入れるのに、外国産材も対象にするというのは矛盾があるのではないか。(杉本委員)</p>	

	委員意見等の概要	対応案
8	<p>条例の対象に外国産材を含めることは、条例に「木の文化」や「SDGs」という言葉を入れるのであれば、それらにそぐわないので、いかがなものか。(杉本委員)</p>	
9	<p>この条例に「木育」について規定するのであれば、県産材や近隣県産材が対象であるべきであり、外国産材や合板も対象に含めることは問題があるとする。(杉本委員)</p>	
10	<p>現実問題として外国産材が県内でも必要とされており、流通しているというのはそのとおりであり、外国産材を排除しようと言っているわけではない。ただ、条例の対象は何なのかということになると、県産材、少なくとも国産材、近隣地域の木材をもっと使っていくというのが、生活の質の向上にもつながるし、森林づくりにもつながるところから出発しているので、外国産材も入れて全ての木材が条例の対象というのは、今の時点では賛成できない。(杉本委員)</p>	
11	<p>条例の名称等に「県産材」という言葉が入らないことは、「三重の森林づくり条例」やそれに基づく「三重の森林づくり基本計画 2019」との整合性が取れないのではないかと。「三重の森林づくり条例」やそれに基づく基本計画と整合性がとれるような方向性を見出していくことが必要と考える。(中瀬委員)</p>	
12	<p>理念中心の条例にしていくのであれば、対象は木材全体でよいと思うが、実効性のある条例にして、具体的な施策につなげていくのであれば、対象は木材全体というような曖昧な考え方では整理がつかないのではないかと。「県産材」というような枠を設けて、その中で補助等の施策を講じていくことが必要ではないかと。(中瀬委員)</p>	

	委員意見等の概要	対応案
13	<p>もともとこの検討会は県産材の利用促進に向けての検討会だったと認識している。もちろん県産材以外のものを排除するわけではなくて、この条例を作ることで、県産材の利用を引っ張っていくというイメージである。(山本(里)委員)</p>	
14	<p>現実を見た上で、この条例が目指すべきところを謳っていかなければならないと考えており、名称等には「県産材」ということをはっきりと謳っていくべきである。(濱井委員)</p>	
15	<p>私は、あくまでも主眼は県産材というふうに考えたい。県産材を活用することで、木材全体の利用を引っ張っていくという考え方をとりたい。(濱井委員)</p>	
16	<p>県産材の利用促進に対する思いはすごくあるが、南北に長い三重県において奈良県産材や和歌山県産材が入ってきているという現実があり、これらを条例にいかにして位置付けていくかが悩ましいところだが、それらの中で県産材を最優先するという方向で収めていくべきではないかと思う。(濱井委員)</p>	
17	<p>そもそもこの検討会が立ち上げられたのは、三重県産材の利用促進をしていくことで、三重県の森林の持つ多面的機能の効果を高め、「川上」から「川下」までの林業関係者等の振興等につなげていこうということだったと認識している。外国産材を排除するということではなく、県産材をもっと使ってもらえるところには使ってもらえるようにしていこうということだと思うので、やはり県産材の利用促進を中心にして、林業全体を引っ張り上げていくということが大事であると考えている。(今井委員)</p>	

	委員意見等の概要	対応案
18	関係業界で県外の国産材や外国産材を扱っているという現状はあると思うが、三重県で作る条例であるということを考えると、あくまでも県産材に主眼を置くべきではないか。(今井委員)	
19	「木材の利用の促進」や「県産材の利用の促進」という表現ではなく、「木づかいの促進」というような表現を用いてはどうか。(農林水産部)	
20	県産材に加えて、県外で生産され、県内の施設を通った木材も含めて「三重の木材」と呼称するのはどうか。(谷川委員)	
21	外国産材が含まれないということを明確にするため、「木材」という言葉の前に「三重の」と付け加えて、「三重の木材」とし、この条例では「県産材」と「三重の木材」を使い分けていくのがよいのではないか。(谷川委員)	
22	「木づかい」という表現もいいとは思いますが、ラジオ等で音として聞いたときに、「気遣い」と混同されるおそれがあるので、「三重の木材利用」というような表現のほうがよいのではないか。(谷川委員)	
23	「県産材」との使い分けを明確にした上で、「三重の木材」を定義し、この条例で使っていくことに賛成である。(山本(里)委員)	
24	「県産材をはじめとする木材」よりも更に強く県産材を優先させていくことを印象付けるような表現はできないか。例えば、岩手県の条例のように「県産材等」という表現はどうか。(西場委員)	

○ 条例の構成

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>「森林所有者」、「森林組合」の役割規定を設けないというふうに整理をされているが、あえてこの条例から排除する必要まではないのか。林業事業体と、森林所有者、森林組合それぞれ別の役割を規定するほどに異なった役割というのではないかと思うが、林業事業体の中に含めてもらったほうが、条例制定後、普及していく上ではやりやすい。(農林水産部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林所有者等（森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者）の県産材利用促進に果たす重要性和林業事業者とはその役割が微妙に異なると考えられることに鑑み、次の条文イメージのように、「林業事業者の役割」規定とは別立てで「森林所有者等の役割」規定を設けることとする。</li> </ul>
2	<p>「川上」関係者である森林組合や森林所有者の役割規定について、条例対象から排除しないようにしていくことが望ましい。この条例は、あくまでも、「川下」と「川中」に主眼を置くことで良いと思うが、「川上」部門も関係が深く、森林所有者、生産者、森林組合なども少なからず関係しているのが実態であり、特に、森林組合は、山の造林から、木材の加工、流通、販売まで総合的に関係している現状があるので、条例の役割規定の中で位置付けが必要である。(西場委員)</p>	<p>(条文イメージ)</p> <p>森林所有者等は、基本理念にのっとり、多様な需要に応じた良質な県産材の安定的な供給に資するようその森林の適切な整備及び保全に積極的に努めるとともに、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
3	<p>森林組合、森林所有者も、この条例で是非関連付けていただきたい。(谷川委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あわせて、「第3 基本理念」(5)、「第4 県の責務」②及び「第13 体制の整備」①においても、「森林所有者等」を加えることとする。</li> </ul>
4	<p>森林所有者にもある種の責任があるという考え方を入れたほうがよいと思うので、「森林所有者」を別に書き出すのか、「林業事業者」の中に含めるのかは別にして、「森林所有者」についても含まれるようにするほうがよいと考える。(濱井委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林組合については、愛媛県の条例のみ独立した役割規定を設けているが、林業事業者の中に含まれると解されるので、独立した役割規定は設けないこととする。ただし、林業事業者に森林組合が含まれるという趣旨が明確になるような定義を設けることとする。</li> </ul>

	委員意見等の概要	対応案
5	「木育」については、是非、この条例に規定していただきたい。(西場委員)	・いわゆる「木育」については、木材利用促進における「木育」の重要性に鑑み、「県の責務」規定(又は具体的施策に関する規定)及び「教育関係者等の役割」規定に盛り込んでいくこととする。
6	「木育」は是非入れていただきたい。(谷川委員)	
7	「木育」の規定を設けることに賛成である。そして、県の役割として、県民に対して「木育」やPRをやっていくようにするということが大事である。(濱井委員)	・ただし、農林水産部において「森林環境教育」と「木育」を一体化して「森林教育」として推進していく方向性が示されているので、「木育」という用語は使用しないこととする。
8	「木育」は大切であるが、既に「三重の森林づくり条例」の第18条で「森林環境教育の振興」について規定されていることとの整合性について整理すべきではないか。(今井委員)	・また、「三重の森林づくり条例」において「森林環境教育の振興」(第18条)が規定されていることを踏まえ、それとの棲み分けが図られるよう、「木育」の具体的内容として、「川下」の観点を重視した表現
9	「三重の森林づくり条例」では森林環境教育が一つの柱となっており、また、現在、農林水産部で策定を進めている「森林教育ビジョン」では「森林環境教育」と「木育」を一体にして「森林教育」として取り組んでいこうとしている。今後、それらのこととの整理をしつつ、この条例に木育を規定する方向で議論していきたい。(西場委員)	(木材の利用の意義及び重要性について理解を深めるための教育及び学習その他の木材の利用の促進に関する教育及び学習 など)を用いることとする。そうすることで、「三重の森林づくり条例」と今回の条例が相まって、県が実施する「森林教育」の推進へとつながっていくという整理が可能ではないかと考える。
10	「木育」に関する規定において、「木の文化」との関係性を規定していくこともあり得るのではないか。(西場委員)	<p>・「木の文化」については、改めて委員間討議を行うこととする。(後述)</p> <p>(参考)</p> <p>○ 三重の森林づくり条例 (森林環境教育の振興)</p> <p>第18条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことに かんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興する ため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講 ずるよう努めなければならない。</p>

○ 前文

	委員意見等の概要	対応案
1	「前文」にも「県産材」という言葉を入れるべきではないか。(中瀬委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の対象についての議論次第ではあるが、仮に条例の対象が「木材」全体になったとしても、「前文」には「県産材」について記述することとする。</li> <li>・ 「県産材の利用を優先的に促進する」という趣旨についても「前文」に盛り込むこととする。</li> </ul>
2	「前文」は条例の大意を表現する重要な部分であるので、「県産材」のことを書き込むべきである。(山本(里)委員)	
3	「前文」の重要性も踏まえ、「前文」にも「県産材」のことを入れるべきである。(今井委員)	
4	「前文」に「県産材」を書き込んでどうかという意見に賛同する。「基本理念」(2)の「県産材の利用を優先的に促進する」という趣旨を「前文」の中にも入れていただきたい。(西場委員)	
5	今回の条例案の目的と「三重の森林づくり条例」の目的は密接に関連してくるということもあるので、「前文」においても「三重の森林づくり条例」との関係を書き込む必要があるのではないか。(今井委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「三重の森林づくり条例」との関係については、次の修正イメージのように、「前文」の第7段落に盛り込むこととする。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">(修正イメージ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ここに、我々は、三重の森林づくり条例と相まって、県民が快適で豊かな生活を営むことができるようにするとともに、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させ、また、林業及び木材産業の健全な発展により地域経済を活性化させるため、(略)この条例を制定する。</li> </ul>

	委員意見等の概要	対応案
6	<p>「前文」に出てくる「木の文化」については、その内容が幅広く、また、奥深くて捉えにくいので、その意味、定義を委員間で共有化する必要がある。(西場委員)</p>	<p>・「木の文化」については、その言葉を「前文」に盛り込む必要があるか、その具体的内容はどういうものか、条例本則で規定する必要があるか 等について、改めて委員間討議を行うこととする。なお、その検討に当たっては、「三重の森林づくり条例」において、「森林文化の振興」(第 17 条)が規定されていることを踏まえる必要があると考えられる。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 三重の森林づくり条例 (森林文化の振興)</p> <p>第 17 条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することにかんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
7	<p>「木の文化」については、もう少し掘り下げて、どのように書き込むのかを検討したほうがよいのではないか。(杉本委員)</p>	

	委員意見等の概要	対応案
8	<p>前文の第3段落の「SDGs」については、これからの社会の在り方や今後の取組の大事な柱ではあるが、これは2030年の国際的目標の一つであり、2030年以後にどうなっていくのか不透明であるので、この条例の中に位置付ける必要性については、慎重に検討したほうがよい。(西場委員)</p>	<p>・「SDGs」については、1) 2030年までの国際的な目標であり、2030年より後も永続することとなる条例に規定するのはそぐわないこと、2) 県民に十分に浸透した言葉とは言い難いこと、3) SDGsの達成への貢献に係る具体的内容は、第2段落で述べている事項で尽くされていること などから、「前文」には盛り込まないこととし、第3段落は削ることとする。</p>
9	<p>「SDGs」については、新聞のアンケート調査でも知っている人が本当に少なかったという状況もあり、読む人によって捉え方や受け方が変わってくるような曖昧な言葉はなるべく使うべきではないと思うので、条例に盛り込むのは避けたほうがよいのではないか。(山本(佐)委員)</p>	
10	<p>「前文」の第3段落における「SDGsの達成」という書き方は唐突すぎ、わかりにくい。もし書くのであれば、SDGsのどの部分に木材利用促進がどのように関係しているのかというところまで書く必要があるのではないか。(今井委員)</p>	
11	<p>「前文」の第3段落における「持続可能な森林経営等」の「等」にSDGsを構成する様々な要素が含まれているのであれば、「SDGs」という言葉はなくてもよいのではないか。条例はずっと続いていくものであるのに対し、SDGsは2030年までの目標であり、条例では基本的にはできる限り日本語でわかりやすい言葉を用いるべきという点からも、そのように思う。(谷川委員)</p>	

	委員意見等の概要	対応案
12	<p>「前文」の第4段落における「近年」という表現については、木製品が他の素材に変わって木材の利用が減少してきたのは戦後の高度経済成長時代のことで、近年は木材の価値が見直されつつある状況にあるので、「近年」を別の表現にしていきたい。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「近年」を「高度経済成長期以降」に改めることとする。</li> </ul>
13	<p>「前文」の第4段落における「三重県における木の文化を取り巻く状況も厳しさを増している」という表現については、「木の文化」が変化してきているのは事実だけれども、厳しくなっているかどうかは、一概に言えないと思うので、「厳しさが増す」というより、むしろ「木の文化が大きく変化してきている」と記述するほうがよいのではないか。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御指摘はもっともであるが、第4段落は、条例制定が必要とされる背景としての、木材の利用を取り巻く深刻な状況を記述することが主眼であるので、「木の文化」について記述することをやめて、「長期にわたる木材価格の低迷」にも言及した上で、「木材の利用を取り巻く状況は深刻である」旨を記述することとする。あわせて、「木材の利用は減少の一途をたどっており」という部分も言い過ぎの感があるため、表現を修正することとする。</li> </ul> <p>(修正イメージ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しかしながら、高度経済成長期以降、人々の生活様式の変化等により、住宅をはじめとする様々な分野で木材や木製品に代わり他の素材や製品が使用され、木材の利用は減少傾向にあり、また、長期にわたって木材価格が低迷するなど、木材の利用を取り巻く状況は深刻である。</li> </ul>
14	<p>「前文」の第5段落で、木材情勢の近年の変化が書かれているが、建築基準法の改正やそれによる木造建築の拡大の動きについても記述していきたい。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5段落において、「平成30年の建築基準法の改正により木造建築物等に係る制限の合理化が図られた」旨追記することとする。あわせて、「近年」の変化であることも明記することとする。</li> </ul>

	委員意見等の概要	対応案
15	<p>「前文」の第6段落における「日常生活及び事業活動における木材の利用」には一般住宅などの公共建築物以外の建築物が含まれるという趣旨を明記してはどうか。(中瀬委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6段落の「日常生活及び事業活動における木材の利用」の前に「住宅や社屋への木材の利用をはじめとする」を追記することとする。</li> </ul>
16	<p>「前文」の第6段落における「再び三重県において木の文化を築いていかなければならない」という表現については、「再び」というと現在においては既に「木の文化」が死んでいるように誤解されるおそれがあるので、「再び」という言葉を使うことなく、「三重県における木の文化を築いていきたい」とか、「三重県における木の文化を築いていかなければならない」とすればよいのではないか。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘を踏まえ、第6段落を次の修正イメージのように修正することとする。なお、「木を身近に感じることのできる暮らしを取り戻し」の部分も、福井県の条例で同様の表現はあるものの、現在も県民の暮らしから木がなくなっているわけではなく、木の文化のくんだりとの接続も難しいので、この部分は削ることとしている。</li> </ul>
17	<p>「前文」の第6段落における「再び」は私もいらないと思うし、「木の文化を築いて」という部分は、「継承して」というような意味の言葉に変えてはどうか。(谷川委員)</p>	<p>(修正イメージ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このような中、我々は、(略)住宅や社屋への木材の利用をはじめとする日常生活及び事業活動における木材の利用に積極的に取り組み、三重県における木の文化を継承し、発展させていかなければならない。</li> <li>「木の文化」についての議論次第ではあるが、第6段落の2文目を削ってしまうことも検討の余地がある。</li> </ul>

	委員意見等の概要	対応案
18	<p>「前文」の第7段落の「ウッドファースト社会」という言葉は、全木連等が使用しているもので、社会的にオーソライズされた言葉ではないようなイメージがあるので、あえてこの言葉を使わなくても、「木材を優先して利用する社会」という表現で十分ではないか。「ウッドファースト社会」という言葉を条例に入れるのであれば、しっかりと定義を行う必要がある。(今井委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ウッドファースト社会」については、その言葉を「前文」に盛り込む必要があるか、盛り込む場合にその具体的内容をどう記述するか、「前文」のどの部分に記述するか 等について、改めて委員間討議を行うこととする。</li> <li>・なお、「ウッドファースト社会の実現に向けた行動宣言」がなされたことを第5段落の近年の木材の利用の気運の高まりの部分で記述することについては、あくまで全国木材組合連合会及び全国森林組合連合会という特定の民間団体の動向であるので、条例上の記述としてあまり望ましくないと考えられる。</li> </ul>
19	<p>「ウッドファースト社会」という標語は、これからの木材需要拡大を進めるための国民運動の中で大きな役割を果たしてくれると期待しているが、最近になって別の「〇〇ファースト」という言葉がいろいろと登場し、「ウッドファースト」の期待するイメージが低下して、ぼやけているところでもあるので、この条例の中にこの標語を記していくことに強くこだわるものではない。条例の中に記述していくのであれば、「ウッドファースト社会」の定義を明確に位置付けることなどが必要である。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考として、全国木材組合連合会及び全国森林組合連合会の「ウッドファースト社会の実現に向けた行動宣言」においては、「ウッドファースト社会」とは、「木材を優先して活用する社会」とされている。「たたき台」では、これを踏まえて、「木材を優先して利用する社会、いわゆる「ウッドファースト社会」としている。</li> </ul>
20	<p>新しい時代に向けての気運の醸成や条例のイメージアップのために、「ウッドファースト社会」という言葉を条例の愛称や「前文」に用いることは悪いことではないと考えており、条例の本文で使用する必要はないと思うが、「前文」からあえて削る必要はないのではないか。(中森委員)</p>	

	委員意見等の概要	対応案
21	<p>「前文」において、「いわゆる「ウッドファースト社会」を実現することを決意し」という言葉を入れるかどうかは別にして、この位置はいかなものか。最初に「公共建築物等木材利用促進法」ができて、その後、全木連、全森連が「ウッドファースト社会」の実現に向けた行動宣言を出し、その後、建築基準法が改正されて、木造大規模建築が可能になったり、木材利用に関する技術開発が進んできたりした。その中で、三重県で県産材利用促進に関する条例を制定する決意をしたという流れを「前文」に書いてもらえればよいのではないか。（中森委員）</p>	

○ 第1 目的

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>「第1 目的」の内容が、「三重の森林づくり条例」の前文や目的と重なっているように思われ、今回制定を目指す条例の目的がぼやけてしまっているように感じるので、「三重の森林づくり条例」の改正が必要かどうかも含め、整理することが必要ではないか。(今井委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「三重の森林づくり条例」の目的等との関係の整理については、改めて委員間討議を行うこととする。</li> <li>・これまでの委員間討議を踏まえると、「三重の森林づくり条例」と今回の条例の関係については、いずれも目指すところはおおむね共通しつつも、前者が主に森林整備等を中心とする「川上」「川中」の観点からのアプローチを中心とするものであるのに対し、後者は主に利用する側の「川下」の観点からアプローチするもので、お互いが相乗的に目的の実現を図るものと整理できるのではないか。</li> <li>・なお、「三重の森林づくり条例」の目的は、「県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」(第1条)というかなり射程の広いものであり、その部分との整理というよりは、基本理念としての「多面的機能の発揮」(第3条)、「林業の持続的発展」(第4条)との整理が必要ということになると考えられる。</li> </ul>
2	<p>「目的」において「林業及び木材産業の健全な発展」を大きな柱の一つとして考えるのであれば、「目的」にも「県産材」という言葉を明記することが必要ではないか。(中瀬委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の対象についての議論次第ではあるが、仮に条例の対象が「木材」全体になったとしても、「目的」には「県産材」という言葉を明記することとする。</li> </ul>
3	<p>「目的」の中で、「県産材をはじめとする木材の利用促進に関して」というような文言を入れることが重要ではないかと思う。(濱井委員)</p>	

	委員意見等の概要	対応案
4	<p>「目的」の内容は、「たたき台」に挙げられている3点でよいと思う。「三重の森林づくり条例」との重複を避けるという観点から、「川下」から「川上」にせり上げてゆくような目的の記述にすべきと考えており、「たたき台」のとおり、1番に「県民生活」、2番目に「多面的機能」、3番目に「林業・木材産業の振興」という順番でよいと思う。(西場委員)</p>	<p>・条例の究極的な目的の順番については意見が分かれているが、「快適で豊かな県民生活の実現」を特に重視する意見が多いと思われるので、よりその趣旨が明確となるよう、当該部分を最も究極的な目的として最後に持ってくる形で、次の修正イメージのように修正することとすることでどうか。なお、その場合、「前文」の第7段落の書きぶりも修正する必要が出てくると考えられる。</p>
5	<p>今の案では複数の「目的」が並列されているが、本来「目的」は1つのほうがわかりやすいと考えるので、「地域経済の活性化」等は前に持ってきて、最終的に「快適で豊かな県民生活の実現」に向かっていくような形にしたほうがよいのではないか。(中森委員)</p>	<p>(修正イメージ)</p> <p>この条例は、(略)木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するとともに、快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。</p>
6	<p>「第1 目的」について、「快適で豊かな県民生活の実現に寄与する」ということが重要と思うので、これを後ろに持って行って、直接的な目的とするという言い表し方ができないか。(濱井委員)</p>	
7	<p>この条例の直接的な目的は、「三重の林業及び三重の木材産業の健全な発展」だと考えるので、こちらを「寄与する」につなげ、あとの2つがその次に並ぶようにするほうが法令的な書き方として適切なのではないか。(山本(里)委員)</p>	<p>・なお、「林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化」については、「三重の森林づくり条例」が「林業の持続的発展」(第4条)を規定しているように、今回の条例の目的として「林業及び木材産業の健全な発展」を中心的に持ってくると「三重の森林づくり条例」と重複の度合いが増してしまうため、あえて間接性を持たせて「地域経済の活性化」につなげており、「たたき台」では最も優先度の低い目的項目と位置付けているところである。</p>

○ 第2 定義

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>「第2 定義」(1)において、「エネルギー源として(……)木材を使用すること」を含めて「木材の利用」を定義しているが、この条例において「建築事業者の役割」や「県民等の役割」を規定するのであれば、それらとのバランス上、条例の趣旨をはっきりさせるためには、当該部分を削除したほうがよいのではないか。(農林水産部)</p>	<p>・バイオマスエネルギー利用は今回の条例で利用促進を図る主たる分野ではないことや、木材のバイオマスエネルギー利用に伴う弊害等に鑑み、「第2 定義」(1)の「木材の利用」の定義から、「及びエネルギー源」は削ることとする。ただし、「エネルギー源としての利用」も完全に除外はされないよう「製品の原材料」の後に「等」を加えることとする。</p>
2	<p>バイオマス発電については燃料確保のための木材資源の取り合いなどの懸念・課題もあると聞いており、今回の条例の理念・目的が目指す木材利用促進の主たる分野ではないと考えられるので、「第2 定義」の「(1) 木材の利用」においては「エネルギー源」という記述はなくてもよいのではないか。(西場委員)</p>	

○ 第3 基本理念

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>「基本理念」には「木の文化」についての記述がないが、「基本理念」の中にも「木の文化」を書き入れていくべきか、あえて「前文」だけにしていくべきかを検討することが必要である。(西場委員)</p>	<p>・「木の文化」については、改めて委員間討議を行うこととする。(前述)</p>
2	<p>「第3 基本理念」(2)における「森林資源が枯渇することなく」という表現については、現在の日本全体の森林の状況は、枯渇するというよりも、使われなさ過ぎて困っているという状況であり、このような表現により木を伐ることがよくないと誤解されるおそれもあるので、削除したほうがよいのではないか。(農林水産部)</p>	<p>・特に異論がなければ、「第3 基本理念」(2)から、「枯渇することなく」を削ることとしたい。</p>
3	<p>「第3 基本理念」(3)における「再生可能で、かつ、二酸化炭素を貯蔵する機能を有する資源である」という部分とウッドマイレージの考え方の部分は違う性格のものが1つの条文になっているように思われるので、別立ての条文としたほうが趣旨ははっきりとするのではないか。(農林水産部)</p>	<p>・「第3 基本理念」(3)の趣旨である「木材の利用の促進が、環境への負荷の低減に寄与するよう行われること」に直結するのはウッドマイレージの考え方であり、「再生可能で、かつ、二酸化炭素を貯蔵する機能を有する資源である」ことは、木材が環境への負荷が少ない素材であることを説明しただけの部分であるため、当該部分を「第3 基本理念(3)」から削ることとする。必要があれば、当該部分を「前文」第2段落で記述することも検討の余地がある。</p>

	委員意見等の概要	対応案
4	<p>「基本理念」(3)におけるウッドマイレージの考え方に賛成であるが、地域によっては県産材より他県産材が優先されるケースもあり得るので、輸送距離と併せて、県産材の優先についても工夫して記述すべきである。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県産材の優先については、「基本理念」(2)で規定しているため、(3)で改めて規定はしないこととする。</li> <li>・なお、(2)の県産材優先の考え方と、(3)のウッドマイレージの考え方は、重なり合うものであり、多くの場合において両者は一致することとなると考えられるが、御指摘のとおり、県境に近い地域においては相反する場合もあり得る。しかし、そのような場合に県産材の利用を隣接県産材より必ず優先させるようにすることは、あまり合理性がないと考えられるので、その場合に県産材と隣接県産材のどちらが優先されるかは、当該県民の判断に委ねるほかないと考えられる。</li> </ul>
5	<p>ウッドマイレージの考え方は県産材、国産材、外国産材について仕切りをして優先する基準を明確にしていくために有効であり、国産材を優先し、外国産材を利用の選択から無難に遠ざけることが可能になるという観点から、ウッドマイレージの考え方を条例に盛り込むことは重要であると思う。(西場委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3 基本理念」(3)のウッドマイレージの考え方は、環境負荷低減の観点や、外国産材等より県産材や隣接県産材を優先する方針を示すために存置することとするが、次の修正イメージのようにより簡潔でわかりやすく修正することとする。</li> </ul>
6	<p>「基本理念」(3)について、「木材の利用が環境の負荷の低減に寄与する」というのは、ウッドマイレージだけではなく様々な要因があると思うし、ここだけ非常に細かく専門的に書かれていて違和感があるので、県民にこの条例を身近に感じてもらい、違和感なく受け入れてもらうためにも、もう少しわかりやすい書き方にするか、あるいは、この部分をなくしてもいいのではないか。(山本(佐)委員)</p>	<p>(修正イメージ)</p> <p>木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量を抑制するよう消費地からできる限り近接した地域にある森林から生産された木材の利用を優先的に促進すること等により、環境への負荷の低減に寄与するよう行われること。</p>

	委員意見等の概要	対応案
7	<p>「第3 基本理念」(3)におけるウッドマイレージの考え方は、地球温暖化防止への貢献という観点から私の意見を取り入れてもらったものだが、この流れの中では違和感があるので、生かせる部分があればどこかに生かしてもらえればよいが、別にここまでの記述でなくてもよい。 (杉本委員)</p>	
8	<p>「地産地消」という言葉は、今までも一般的によく使われているし、ウッドマイレージの考え方とも通ずると思うので、そのような言葉を使っていくのも一つ考えられるのではないか。(山本(里)委員)</p>	<p>・「地産地消」という言葉については、1)「地産地消」といった場合の「地(域)」の範囲が不明確であること、2)「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」において、「地産地消」が「地域の需要に応じた農産物を当該地域で生産すること及び地域で生産された農産物を当該地域において消費し、又は利用すること」(第2条第4項)と定義されており、混同のおそれがあること などから、今回の条例では使用しないこととする。</p>

○ 第4 県の責務

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>「第4 県の責務」①、②では「施策」となっているのに対し、④では「措置」となっているが、用語の統一の観点から、④も「施策」としてはどうか。(西場委員)</p>	<p>・「第4 県の責務」④の「措置」を「施策」に修正することとする。 ただし、仮に具体的施策に関する条文を設けることとなる場合は、「三重の森林づくり条例」等の規定ぶりとの整合性の観点から、「措置」を用いることとする。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 三重の森林づくり条例 (県の責務)</p> <p>第7条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、三重のもりづくりに関する<u>施策</u>を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(県産材の利用の促進)</p> <p>第16条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な<u>措置</u>を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

	委員意見等の概要	対応案
2	<p>「第4 県の責務」③で「県は、その整備する公共建築物において、自ら率先して木材の利用に努められなければならない」となっているが、「みえ公共建築物等木材利用方針」では「原則として県産材を使用」となっていることと比べて、トーンダウンしているのではないか。(濱井委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4 県の責務」③について、努力義務ではなく「木材の利用を行うものとする。」というように義務の度合いを高める表現にするかどうか(その場合、④、⑤とのバランスの検討も必要。)、あるいは、「徳島県県産材利用促進条例」などのように、「県が整備する公共建築物の原則木造化」とするかどうかについて、改めて委員間討議を行うこととする。</li> </ul>
3	<p>「第4 県の責務」④で「研究、技術の開発」ということが規定されているが、県の研究所等の実情に鑑みると、規定されても、その期待に応えられないおそれがあるのではないかと危惧しており、他県の条例でもそのような規定はないと思われるので検討願いたい。(農林水産部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に異論がなければ、「第4 県の責務」④の「研究、技術の開発及び普及」を「技術の普及」に修正することとしたい。</li> <li>・なお、他県の条例では、「県の責務」規定に同様の規定はないものの、「新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例」など複数の県が、具体的施策に関する条文として研究や技術開発に関する規定を設けている。</li> </ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例 (調査研究等)</li> </ul> <p>第15条 県は、県産木材の供給及び利用を推進するため、林業経営の効率化、県産木材の品質の向上及び新たな用途の開発等に関し、調査研究並びにその成果の普及及び活用のために必要な措置を講ずるものとする。</p>

	委員意見等の概要	対応案
4	「第4 県の責務」において、公共建築物以外の建築物についての文言を入れることはできないか。(中瀬委員)	・「第4 県の責務」④における施策の例示として、「住宅その他の建築物における木材の利用の促進」を追記することとする。
5	「第4 県の責務」において、公共建築物のことだけでなく、民間事業者に対して商業施設等に木を使うことを働きかけるということも書き込めるのであれば書き込んだらよいのではないか。(西場委員)	

○ 第5 市町の役割  
 第6 市町に対する支援

	委員意見等の概要	対応案
1	<p>「第6 市町に対する支援」において「措置を講ずるよう努める」となっているが、表現として弱いような気がするので、「措置を講ずる」としてはどうか。(中瀬委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町に対する支援は県の役割として当然すべきことであることから、「第4 県の責務」③～⑤を努力義務のままとするかどうかにかかわらず、「第6 市町に対する支援」については、「講ずるよう努めなければならない」を「講ずるものとする」と修正することとする。</li> <li>・なお、「三重県犯罪被害者等支援条例」などでも、市町に対する支援に関する規定について、「ものとする。」としている。</li> </ul> <p>(参考)</p> <p>○ 三重県犯罪被害者等支援条例      (市町に対する支援等)</p> <p>第13条 県は、市町が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援施策を実施するに当たっては、情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。</p>